

## 倒産や解雇などにより離職された方へ

### 非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減制度のお知らせ

国民健康保険には、倒産や解雇により離職されたなど一定の要件を満たす方について、国民健康保険税の算定に用いる所得のうち、給与所得を30/100に減額して負担を軽減する制度があります。対象となるのは離職した本人のみで、給与所得以外は軽減されません。

#### ○対象となる方

次の全ての条件を満たす方が対象となります。

- ① 平成21年3月31日以降に離職された方
- ② 離職日時点で65歳未満の方
- ③ 雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）又は特定理由離職者（雇用期間満了等による離職）

※特定受給資格者または特定理由離職者は、雇用保険受給資格者証中、離職理由の番号（コード）で確認できます。

・特定受給資格者理由コード…11, 12, 21, 22, 31, 32

・特定理由離職者理由コード…23, 33, 34

※雇用保険受給資格者証はハローワークで発行しています。

※雇用保険受給資格者証に右記の理由コード番号が記載されている方が対象となります。

ただし、雇用保険の特例受給資格者（短期雇用者の離職に対する一時金の給付を受ける人）及び高齢受給資格者（65歳以上の離職に対する一時金の給付を受ける人）は、軽減措置の対象とはなりませんので確認の際ご注意ください。（特例受給資格者の資格者証の右上には「特」、高齢受給資格者の資格者証の右上には「高」が記載されています。）

#### ○軽減適用期間

軽減が適用される期間は、離職の翌日の属する月からこの月の属する年度の翌年度末までの期間です。

離職日	軽減対象年度（最大）
平成27年3月31日～平成28年3月30日	平成28年度
平成28年3月31日～平成29年3月30日	平成28年度・平成29年度
平成29年3月31日～平成30年3月30日	平成29年度・平成30年度
平成30年3月31日～平成31年3月30日	平成30年度・平成31年度
平成31年3月31日～令和2年3月30日	平成31年度・令和2年度
令和2年4月1日～令和3年3月30日	令和2年度・令和3年度
令和3年4月1日～令和4年3月30日	令和3年度・令和4年度

※届出が遅れても遡って軽減を受けることができますが、保険税は5年以上遡って減額変更できないためご注意ください。

#### Q&A

Q1) 軽減期間中に就職して社会保険に入ったときはどうなりますか？

A1) 職場の健康保険に加入した場合は軽減措置は終了します。なお、職場の健康保険に加入したときは国保を抜ける手続きが必要ですので、必要なものを持参して市民生活課（角館庁舎）、田沢湖・西木地域センター、仙北市役所各出張所にて手続きをお願いします。

Q2) 軽減期間中に就職して社会保険に入りましたが、また失業して国保に加入した場合の軽減措置はどうなりますか？

A2) 再離職等によって国保に再加入したときがまだ軽減期間内であれば、残りの軽減期間に係る国民健康保険税が軽減されます。軽減期間の満了後に国保に再加入した場合はこの軽減措置は適用されません。

ただし、再離職の際に新たな雇用保険受給資格が発生した場合は軽減期間の再判定がされますので、国保加入手続きの際に雇用保険受給資格者証をご提示ください。

Q3) 軽減期間中に他市町村に転出して、転出先で国保に加入したときは軽減措置は続くのですか？

A3) 転出先の国保においても国民健康保険税の軽減措置の対象となりますが、転出先の市町村で新たに国保に加入する際に、雇用保険受給資格者証をご提示ください。

#### ○届出に必要なもの

- ① 雇用保険受給資格者証
- ② 失業者本人の国民健康保険被保険者証

問い合わせ先：仙北市税務課市民税係

電話：0187-43-1117